

平成29年度採用 山梨県公立学校教員選考検査実施要項

(修正版)

山梨県教育委員会

1 目 的

この検査実施要項は、平成29年度に採用する山梨県の県立学校教員及び公立小・中学校教員の選考検査実施について定めたものである。

2 求める教師像

本県では、次のような教師を求めている。

- 豊かな人間性と幅広い視野を持った教師
- 教育に対する情熱と使命感がある教師
- 幅広い教養と専門的な知識・技能を持った教師

3 受検資格

次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(校長・教員の欠格事由)に該当しない者
- (2) 志望する校種、教科に相当する教諭の免許状もしくは養護教諭、栄養教諭の免許状を所有する者又は平成29年3月31日までに取得見込みの者
特別支援学校の場合は、上記以外に、特別支援学校教諭免許状(領域は問わない)を有する者、又は平成29年3月31日までに取得見込みの者
ただし、「6 特別選考 F 社会人特別選考」対象者を除く。
- (3) 昭和52年4月2日以降に出生した者
ただし、栄養教諭を志願する者は、昭和32年4月2日以降に出生した者、「6 特別選考 F 社会人特別選考」対象者は、昭和37年4月2日以降に出生した者とする。

4 募集区分・教科・科目及び採用見込数

校 種 等	教 科 及 び 科 目		採用見込数
小 学 校			約 8 2名
中 学 校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		約 46 名
高 等 学 校	国語、地歴(世界史)、公民(政経)、数学、理科(化学、生物)、音楽、保健体育、家庭、農業(食品化学)、工業(機械、電気、電子、工業化学)、商業、英語		約 20 名
特 別 支 援 学 校	小学部		約 20 名
	中学部	中学校と同一教科及び科目	
	高等部	高等学校と同一教科及び科目、ただし、農業(食品化学)、工業(機械、電気、電子、工業化学)、商業を除く。	
養 護 教 諭			約 6 名
栄 養 教 諭			約 2 名

- (注)
- ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用する。
 - ・採用数は変更することがある。
 - ・高等学校受検者の中で「情報」の免許状を有する者、又は平成29年3月31日までに取得見込みの者は、志願書の⑨教員免許状の欄に明記すること。
 - ・高等学校家庭については、「福祉」の免許状を有することが望ましい。又は平成29年3月31日までに取得見込みであることが望ましい。
 - ・2以上の校種及び教科(科目)を併願することはできない。
ただし、小・中学校、高等学校及び特別支援学校小学部の志願者で、中学校、高等学校の両方の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び英語の免許状所有(取得見込)者は、特別支援学校中学部及び高等部の同一教科を第二志望とすることができる。
 - ・上記ただし書きの場合、第一次検査の内容及び日程は第一志望により行う。
 - ・平成19年3月31日までに、盲・ろう・養護学校いずれかの教諭の免許状を有している者は、特別支援学校教諭免許状を有しているものとみなす。

5 選考区分

- (1) 選考は、一般選考及び特別選考の区分により実施する。一般選考は、特別選考以外のものとする。
- (2) 特別選考の対象者は、一般選考と併願することはできない。
- (3) 特別選考は、次の「6 特別選考 A～F」に該当する者を対象とし、いずれか一つに出願するものとする。
- (4) 特別選考に出願した者が、その対象者とならなかった場合は、一般選考の受検者とする。ただし、「F 社会人特別選考」において、該当の免許状を有しない場合は、受検資格を失う。

6 特別選考

項目	募集校種・職種 及び 対象者
A 身体に障害のある人を対象とした特別選考	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 「3 受検資格」を満たし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者で、介助者なしで教員としての職務の遂行が可能なる者 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、障害の状態に応じて、例えば水泳実技の免除・検査時間の延長等に配慮した上で選考する。 選考検査の実施にあたって、配慮を必要とする場合は、その旨を志願書の該当欄に具体的に記入すること。

項目	募集校種・教科 及び 対象者
B 英語に関して特別な資格のある人を対象とした特別選考	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種・教科 中学校・高等学校の英語 (2) 対象者 「3 受検資格」を満たし、次の①～③のいずれかの資格を有する者 <ol style="list-style-type: none"> ① TOEFL (国際教育交換協議会) インターネット方式 (iBT) 100点以上 ② TOEIC ((財)国際ビジネスコミュニケーション協会) 860点以上 ③ 実用英語技能検定 ((財)日本英語検定協会) 1級合格者 (ただし、TOEFL及びTOEICについては、平成26年7月以降に取得している人) (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において、英語の「専門教養検査」を免除する。

C スポーツ実績による特別選考	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種・教科 中学校・高等学校の保健体育 (2) 対象者 「3 受検資格」を満たし、次の①または②の実績を有する者 <ol style="list-style-type: none"> ① 世界大会レベルのスポーツの競技会に日本代表として出場した者 世界大会レベルのスポーツの競技会とは、オリンピック、アジア大会、世界選手権大会等、競技的内容をもつ大会とする。 ② 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者とは、文部科学省、(財)日本体育協会又はその加盟団体の主催する全国的規模を有する大会で、優勝もしくはそれに準ずる成績を収めた者。ただし、高校生以下を対象とした大会は除く。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において、保健体育の「専門教養検査」を免除する。
---------------------------	--

項目	募集校種・職種 及び 対象者
D 教職経験者特別選考	<p>(1) 募集校種・職種 すべての校種・職種</p> <p>(2) 対象者 「3 受検資格」を満たし、次の①～③のいずれかの経験を有する者</p> <p>① 過去において山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校(特殊教育諸学校)の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として3年以上(休職・育児休業等の期間を除く)正規教員として勤務した経験を有する者</p> <p>② 現に他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者</p> <p>③ 平成24年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員(期間採用教員・代替教員)として、平成29年3月31日現在で通算3年以上の勤務経験(見込みも含む)がある者 期間の計算にあつては、358日以上を1年とする。</p> <p>(3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。</p>

項目	募集校種・教科 及び 対象者
E グローバル人材特別選考 (小学校英語教育推進特別選考・国際貢献活動経験者特別選考)	<p>(1) 募集校種・教科 「小学校英語教育推進特別選考」 小学校(ただし、小学校英語専科担当の募集ではない) 「国際貢献活動経験者特別選考」 小学校</p> <p>(2) 対象者 「小学校英語教育推進特別選考」 「3 受検資格」を満たし、次の①～④のいずれかの資格を有する者</p> <p>① 中学校教諭の英語の免許状又は高等学校教諭の英語の免許状を有する者(取得見込みを含む)</p> <p>② TOEFL(国際教育交換協議会) インターネット方式(iBT) 61点以上</p> <p>③ TOEIC((財)国際ビジネスコミュニケーション協会) 650点以上</p> <p>④ 実用英語技能検定((財)日本英語検定協会) 2級合格者以上 (ただし、TOEFL及びTOEICについては、平成26年7月以降に取得している人)</p> <p>「国際貢献活動経験者特別選考」 「3 受検資格」を満たし、さらに次の要件を満たす者</p> <p>① 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく派遣(海外青年協力隊、日系社会青年ボランティア)で学校での教育ボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験を有する者</p> <p>(3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「小学校専門教養検査」に加点をする。</p>
F 社会人特別選考	<p>(1) 募集校種・教科 高等学校 農業(食品化学)工業(機械・電気・電子・工業化学)</p> <p>(2) 対象者 「3 受検資格」の(1)の要件を満たし、さらに次の要件を満たす者</p> <p>① 免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>② 大学を卒業している者</p> <p>③ 昭和37年4月2日以降に出生した者で、受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験(学校・教育施設・企業等の正規職員)が3年以上ある者(教員免許状はなくても可)</p> <p>④ 免許状を有しない場合は、特別免許状(注)の授与条件を満たす者</p> <p>(3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。</p>

※尚、特別選考のそれぞれの採用見込数は、4の採用見込数に含めるものとする。

(注) 特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有する。教育職員検定の実施については、教育職員免許法(昭和24法律第147号)第5条第4項において、次のように規定されている。

(教育職員免許法 第5条第4項)

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

これらの授与条件を満たす者が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行う。ただし、平成29年3月31日までに特別免許状を取得できない場合は、採用内定を取り消すことになる。

7 出願手続

(1) 出願に必要な書類

(一般選考・特別選考受検希望者に共通)

- ア 志願書(山梨県教育委員会所定のもの) ----- 1通
志願書に貼る写真は、検査日前3か月以内に撮影した、縦4.5cm、横3.5cmの上半身、正面、脱帽のもの(1枚(志願書と同一のもの)は手もとにおき、受検票到着後に貼ること。)
- イ 自己紹介書(山梨県教育委員会所定のもの 様式1) ----- 1通
- ウ 受検票送付用封筒長形3号(縦23.5cm、横11.9cm、本人の宛先、郵便番号記入のうえ82円切手を貼り、封筒の表左下に校種、教科(科目)を記入したもの) ----- 1通
- エ 第一次検査結果通知用封筒角形2号(縦24.0cm、横33.2cm、本人の宛先、郵便番号記入のうえ120円切手を貼り、封筒の表左下に校種、教科(科目)を記入したもの) ----- 1通

(特別選考受検希望者)

上記のア～エに加え、次の書類を提出する。(写しはA4用紙に拡大・縮小する。)

- ◇A 身体に障害のある人を対象とした特別選考受検希望者
身体障害者手帳の写し(氏名等が記載されている見開きのページ全部)
- ◇B 英語に関して特別な資格のある人を対象とした特別選考受検希望者及び、
E 小学校英語教育推進特別選考受検希望者
スコアや資格を証明する書類(合格証等)の写し
(第二次検査日に、証明する書類(合格証等)の実物を提出する。)
- ◇C スポーツ実績による特別選考受検希望者
実績を証明する書類(賞状等)の写し
(第二次検査日に、証明する書類(賞状等)の実物を提出する。)
- ◇D 教職経験者を対象とした特別選考受検希望者
在職経歴書(山梨県教育委員会所定のもの 様式2) ----- 1通
また、山梨県外で正規教員として勤務した経験者及び現に正規教員の職にある者は、任命権者の教育委員会発行の履歴証明書(1通)を併せて提出する。
- ◇E 国際貢献活動経験者特別選考受検希望者
派遣の実績が確認できる書類(在職証明書等)
- ◇F 社会人特別選考受検希望者
受検する教科に関する実務経歴証明書(書式の指定なし) ----- 1通
受検する教科に関する専門分野の資格証明書等がある場合はその写し ----- 1通

(2) 出願書類の提出について

ア 問い合わせ・郵送先 山梨県教育庁義務教育課 〒400-8504 甲府市丸の内一丁目6-1
TEL (代) (055) 237-1111 内線 8220・8236

イ 提出方法 出願書類は直接本人が持参して提出すること。やむを得ず郵送する場合は、「書留」とし、封筒の表に「教員志願書在中」及び「校種、教科(科目)」を朱書すること。

ウ 受付場所 恩賜林記念館 2階 大会議室 (甲府市舞鶴城公園内・駐車場なし)
甲府市丸の内一丁目5-4

8 出願期間

平成28年6月1日(水)、2日(木)、3日(金)の3日間とし、時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、郵送の場合は消印が平成28年6月3日(金)までのものに限る。

9 検査日程・会場等

(1) 第一次検査 平成28年7月10日(日)

	校種等	会場	所在地(電話)
筆 答 検 査	小学校	山梨県立甲府西高等学校 (第一会場)	甲府市下飯田四丁目1-1 (TEL 055-228-5161)
	中学校 (音楽・美術・保健体育を除く)		
	特別支援学校小学部		
	中学校(音楽・美術・保健体育)	山梨県立甲府昭和高等学校 (第二会場)	中巨摩郡昭和町西条3000 (TEL 055-275-6177)
	高等学校		
	特別支援学校中学部		
	特別支援学校高等部		
養護教諭			
栄養教諭			
実 技 検 査	小学校	山梨県立甲府西高等学校 (第一会場)	甲府市下飯田四丁目1-1 (TEL 055-228-5161)
	特別支援学校小学部		
	中学校(音楽・美術・保健体育)	山梨県立甲府昭和高等学校 (第二会場)	中巨摩郡昭和町西条3000 (TEL 055-275-6177)
	特別支援学校中学部 (音楽・美術・保健体育)		
	高等学校(音楽・保健体育)		
特別支援学校高等部(音楽・保健体育)			

《検査内容及び日程》

時間 校種等	8:30 9:00	9:10 9:20	9:20~10:20	10:20 10:45	10:45 ~ 11:45	11:45 13:05	13:05 ~ 17:00
小学校	集合	諸連絡	一般・教職 教養検査	休憩	専門教養検査 (国語、社会、算数、理科、 生活、音楽、図工、家庭、 体育の9教科)	昼食	実技検査 (全員実技検査)
中学校					専門教養検査 (出願の際志望した1教科)		実技検査 (音楽、美術、保健体育の受 検者のみ)
高等学校					専門教養検査 ※1 (出願の際志望した1教科(科目))		実技検査 (音楽・保健体育の受検者のみ)
特別支援 学校					専門教養検査 ※2,3 (校種別担当教科と特別 支援教育の専門教養)		実技検査 (小学部全員体育実技) <small>(中学部音楽、美術、保健体育の受検者のみ) (高等部音楽、保健体育の受検者のみ)</small>
養護教諭					専門教養検査 (養護教諭の専門教養)		/
栄養教諭					専門教養検査 (栄養教諭の専門教養)		

- ※1 高等学校(数学)の専門教養検査時間は、10:45~12:00とする。
 ※2 特別支援学校の専門教養検査時間は、10:45~12:10とする。
 ※3 特別支援学校高等部(数学)の専門教養検査時間は、10:45~12:25とする。

〈注 意〉

- 1 検査当日は、受検票、筆記用具(鉛筆、ボールペン、消しゴム)、上履き、昼食(実技検査のある者のみ)、ビニール袋(下履きを入れる)を持参すること。
- 2 小学校・特別支援学校小学部の受検者、中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の受検者は、運動用服装、体育館用運動靴、水泳着を持参すること。医師から水泳が禁止されている者は証明書を検査当日に提出すること。
- 3 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の実技検査は、男女を問わず柔道、剣道、ダンスの3種目から1種目を選択する。柔道又は剣道を選択する受検者は、それぞれの用具一式を持参すること。
- 4 中学校・特別支援学校中学部の美術の受検者は、鉛筆デッサンに用いる鉛筆(4H~6B程度)、鉛筆を削るためのカッターナイフ、プラスチック消しゴム、練り消しゴム及び水溶性絵の具の用具一式を持参すること。水溶性絵の具は、透明水彩、不透明水彩、アクリル絵の具のうちのいずれかとする。なお、水入れは検査会場に用意されたものを使用してもよい。
- 5 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の音楽の受検者は、アルトリコーダーを持参すること。

(2) 第二次検査

第一次検査通過者について次の検査を実施する。

[第一回目] 7月30日(土) 会場 山梨県総合教育センター
(笛吹市御坂町成田1456 TEL055-262-5571)

- ア 適性検査
 イ 小論文
 ウ 実技検査

・英語 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の英語受検者

[第二回目] 8月17日(水)~19日(金)のうち、いずれかの日
 会場 山梨県立中央高等学校
(甲府市飯田5丁目6-23 TEL055-226-4411)

- ア 個人面接
 イ 集団討議 (模擬的授業を含む)
 ウ 実技検査

・音楽 小学校及び特別支援学校小学部の受検者

10 検査結果及び採用

- (1) 第一次検査の結果は、平成28年7月下旬に通知を発送する。また、山梨県ホームページ義務教育課ページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (2) 第二次検査の結果は、平成28年9月下旬に通知を発送する。また、山梨県ホームページ義務教育課ページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (3) 第一次検査について平成28年7月28日(木)、第二次検査について平成28年10月3日(月)までに結果の通知が届かない場合は、義務教育課に照会すること。
- (4) 採用は採用候補者名簿登載者のなかから欠員状況に応じて教諭又は常勤講師として順次内定し、本人に通知する。なお、この名簿は平成29年度末まで有効とする。

※採用候補者名簿の登載期間の延長についての特例

教職大学院に進学するため、又は、教職大学院修学を継続するために、教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿登載者は、本人が山梨県教育委員会にその申し出を行い許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できるものとする。なお、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用に当たっては、教職大学院を修了し、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できることを、また、12月28日(水)(必着)までに合格通知書もしくは在学証明書を提出することを条件とする。

- (5) 新規大卒者教諭の初任給は、約215,000円が支給される。(教職調整額、義務教育等教員特別手当を含む。ただし、学歴その他採用前の経歴により異なる。)このほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。(平成28年4月現在)

11 その他

- (1) 受検票は、出願締切り後出願者に送付する。平成28年6月22日(水)までに届かない場合は、義務教育課に照会すること。
- (2) 受理した出願書類は返還しない。
- (3) 第一次検査不通過者については、本人から請求があれば、検査種別得点、合計得点及び順位を、第二次検査については、本人から請求があれば、検査種別得点、合計得点及び順位の結果を開示する。
- (4) 第一次検査通過者は、第二次検査の第二回目(8月17日~19日)に最終学校の成績証明書1通を持参すること。
ただし、通信教育等で2以上の大学を卒業及び卒業見込みの者は、各大学の成績証明書1通を持参すること。大学院修了者及び在学中の者は、さらに大学院の成績証明書1通を持参すること。
- (5) 出願に必要な用紙は、山梨県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所、山梨県東京事務所、山梨県大阪事務所及びやまなし暮らし支援センターで配付する。
東京事務所(東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階) TEL 03-5212-9033
大阪事務所(大阪府大阪市北区梅田1丁目1 大阪駅前第3ビル21階) TEL 06-6344-5961
やまなし暮らし支援センター
(東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館5F) TEL 06-6344-5961
- (6) 出願に必要な書類の郵送を希望する者は、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号)に、宛先と郵便番号を記入して同封のうえ、山梨県教育庁義務教育課に請求すること。
山梨県教育庁義務教育課(〒400-8504 甲府市丸の内一丁目6-1)
TEL(代)(055)237-1111 内線 8220・8236
- (7) 検査会場においては、ICレコーダー、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の使用を禁止する。
- (8) 検査会場への自家用車での来場は禁止する。また、検査会場付近での送迎車の駐停車は近隣の迷惑とならないよう配慮する。
- (9) 出願の際提供された個人情報、本検査目的のためにのみ使用し、その他の目的では利用しません。

《第一次検査会場等までの略図》

(注意) 検査会場及びその周辺には駐車しないこと。

【甲府西高校へのアクセス】

〔バス〕 甲府駅南口 山梨交通バス 5番のりば(鯉沢方面/南湖経由を除く) または6番のりば(美術館方面)

甲府駅から約10分間乗車 「貢川交番前」下車 徒歩約7分

〔徒歩〕 甲府駅から徒歩で約35分

【甲府昭和高校へのアクセス】

〔バス〕 甲府駅南口 山梨交通バス 8番のりば 「昭和バイパス経由山梨大学付属病院行」

甲府駅から約15分間乗車 「NTT新甲府ビル」下車 徒歩約10分

〔電車〕 JR身延線国母駅下車 徒歩約20分